三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事業 メール配信システム利用規約

(はじめに)

第1条 三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事業メール配信システム(以下「本システム」という。)は、利用条件及び注意事項等を御承認の上、御利用ください。認知症高齢者等(以下「対象者」という。)及び捜索に協力する方(以下「捜索協力員」という。)の登録を完了した時点で、本規約について同意したものとします。

(対象者の登録)

第2条 三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事業実施要綱に基づき、市に事前登録 票(様式第1号)と写真の提出が必要です。

(捜索協力員の登録)

- 第3条 本システムへのメールアドレスの登録は、捜索協力員各自の判断によるものとし、 登録内容に変更が生じた場合や配信を停止する場合は、速やかに変更・登録解除の手続き を行ってください。
- 2 ドメイン指定受信を行っている場合、「notice@fcyb74.asp.cuenote.jp」及び「kaigohoken@city.mitoyo.lg.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。 (捜索依頼)
- 第4条 捜索協力を依頼する方(以下、「協力依頼者」という。)は、市を管轄する警察署又は三豊市へ、本システムを利用する旨を申し出てください。その際、行方不明者届(捜索願)の有無、協力依頼者の希望等に応じて、捜索協力員、行政機関、その他必要と認められる者に対し、捜索依頼メールによる情報提供を行います。
- 2 捜索依頼メールによる情報提供の内容(実名、写真等の提供の可否、捜索範囲の指定等) は、協力依頼者からの希望に基づき決定するものとします。
- 3 捜索依頼メールの配信時間は、平日の午前8時30分から午後17時15分までとします。

(捜索協力)

第5条 捜索依頼メールを受け取った捜索協力員は、業務での外勤時や通勤時、外出時等生活の中で可能な範囲で捜索を行い、対象者情報に該当する方を発見した場合は、メールに記載している届出先にご連絡ください。なお、捜索依頼メールにつきましては、悪天候や早朝深夜などの無理な捜索を依頼するものではありません。また、交通状況や事故等には十分にご注意ください。

(捜索協力解除)

第6条 発見・保護等による捜索協力の解除は、警察からの発見・保護等の連絡後に行います。

(費用負担)

第7条 登録及び情報提供は、無料ですが、登録及びメールの送受信に要する通信費等は、

申請者及び捜索協力員の負担となります。

### (留意事項)

- 第8条 受診したメールの捜索目的以外の利用及び転送等は行わないでください。
- 第9条 捜索協力員に対して捜索依頼メールの配信のほか、希望される場合は、認知症等に 関する情報を配信する場合があります。
- 第10条 配信するメールの内容の正確さには万全を期していますが、後に虚報、誤報等が 判明した場合には、内容を訂正するメールを配信します。
- 第11条 本システムは、すべての利用環境に対して完全な動作を保証しているものでは ありませんので、利用する環境や機器によって、メールの送受信ができない場合がありま す。
- 第12条 登録されたメールアドレスを管理するメールサーバーの一時的な障害やインターネット上の障害等により、不達や遅延等、正常にメールを配信できない場合があります。
- 第13条 メールが一定回数配信できない場合には、捜索協力員へ通知することなく配信 を停止し、当該メールアドレスを削除させていただくことがあります。

## (免責事項)

- 第14条 三豊市は、対象者、捜索協力員又は協力依頼者が本システムを利用したことにより発生した損害、及び第三者に与えた損害について、責任を負いかねます。
- 2 三豊市は、配信したメールの情報を用いて捜索協力員が行うすべての行為や捜索協力 員が捜索に協力したことにより発生した損害及び捜索協力員が第三者に与えた損害について、責任を負いかねます。
- 3 三豊市は、メールの遅延等の障害について、原因の如何を問わず責任を負いかねます。
- 4 三豊市は、本システムの障害やメンテナンスその他やむを得ない理由により、事前に通知することなく、メールの配信を中断し、又は停止することがあります。また、それにより発生する損害について、責任を負いかねます。

#### (登録の抹消)

第17条 対象者、捜索協力員、協力依頼者がこの規約に違反した場合その他、三豊市が不 適切又は必要性がないと判断した場合は、登録を抹消する場合があります。

# (利用規約の変更)

第18条 法令等の改正や個人情報保護の一層の改善、本システム及び三豊市高齢者等見守りSOSネットワークの運用改善等のため、規約の内容の一部又は全部を予告なしに変更する場合があります。規約が変更された場合は、変更後の内容が直ちに適用されるものとします。

#### 附則

この規約は、平成28年10月1日から施行します。